

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員表彰実施要綱

平成16年3月10日告示第3号
改正 令和2年10月28日告示第11号

(目的)

第1 この告示は、公務に関し著しい功労のあった職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員表彰の取扱い)

第2 職員表彰の取扱いに関しては、矢巾町職員表彰実施要綱（昭和49年矢巾町告示第28号）の適用（同要綱第3第2号、同第3号及び同第4号の規定を除く。）を受ける職員の例による。この場合において、これらの規定中「町」とあるのは「盛岡・紫波地区環境施設組合」と、「町長部局」とあるのは「管理者部局」と、「町民」とあるのは「盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）第3条第2項に規定する関係市町の区域の住民」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日告示第11号）

この告示は、令和2年10月28日から施行する。